

令和5年 第9回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和5年9月25日 午後1時58分から午後3時37分
2. 開催場所 坂戸市役所201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛
5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	欠	
6	小川 邦雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田 全弘	主任	赤澤 結
主任	藤野 泰弘	主事	蛭間 祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和5年第9回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 高橋 光行 委員 黒川 英巳

11. 議決事項及び議事の要領

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は中小坂の大穴、外1筆です。地目は畑で地積は合計で660㎡です。

譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、家庭菜園を行うため、契約の内容は売買による所有権移転です。現地調査の結果、農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条許可要件ですが、譲受人は農業経験が無く、家庭菜園による自家消費のために野菜を栽培し、かつ、面積が1,000㎡未満の申請となりますので、事前に営農計画書を提出していただき、担当地区委員に内容を確認していただいたところ、営農計画に問題は無いことを確認いただきました。また、営農計画書通りの栽培がおこなわれれば、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れもないと考えます。

以上のことから、許可要件に該当しているものと考えます。

2番案件の所在地は片柳の砂田、外1筆です。地目は田で地積は合計で206㎡です。

譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るため、契約の内容は売買による所有権移転です。現地調査の結果、農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業にも従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れもないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 中里委員

2番 坂戸地区 松永委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は高齢、かつ所有している大型の農機具では入ることが困難であることから、耕作に難航していたところ、譲受人が4月から家庭菜園の実施を希望していたため、今回の申請に至りました。現在、すでに手入れもしっかりと行われております。遊休農地の減少になったと考えています。

小委員会では問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 2番案件の譲渡人は長年農業に従事しており、高齢ながらも自宅周辺の耕作は行われていました。申請地については、トラクターで行く必要があり、年齢的に運転が困難になったため、5・6年は除草剤をまいて雑草等の対処をしていたようです。しかし、以前耕作をお願いしていた方の息子さんが自作地と併せて耕作

する旨を申し出たため、今回の申請に至りました。

小委員会では、問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

委員 1番案件について、家庭菜園ととらえる限度はどの程度か。

事務局 法律上の設定はありませんが、機械などの所有も考慮して、10a、1,000㎡未満としています。

委員 非農家の方が毎年家庭菜園と称して農地を買おうとするとどうなるのか。一度に買える農地面積の上限が、設定されている数値なのか。

事務局 坂戸市の規定として、1,000㎡未満の家庭菜園であれば、農業経験のない方でも3条の申請を受け付けています。それ以上の相談については、農業経験や機械の所有、農業大学校などで学んだかなどで考慮すると考えています。

委員 1番案件の方は農機具を持っているのか。

事務局 耕運機2台、草刈り機1台所有しています。しかし、1,000㎡未満であれば、特段所有をしていなくとも可能と考えています。

事務局 10a未満の家庭菜園に係る所有権移転を認める件については、今年の2・3月農業委員会会議で農地法3条の許可方針についての審査方針としてお諮りしました。その際、10a未満の自家消費、新規の家庭菜園等で使うものについては認めるとしました。

また、10a未満の根拠としては、一般的に市民農園を開設した場合、一人の方が借りることのできる面積が10a未満と定めることがあるため、それに合わせたものとなっております。

したがって、今回の案件については、設定した10a未満の農地であり、申請された営農計画書を担当地区の農業委員に確認していただき、可能であると判断しました。経過を観察し、営農計画に支障が出るような場合は指導を行っていく必要があると考えています。下限面積の撤廃があったことで今後も申請があることが考えられますが、市民農園を例として10a未満を基準とし、営農計画書を確認しての判断となります。

委員 1番案件の方は、市外から通われて耕作を行うようですが、例えば、埼玉県に住んでいて群馬県など他県の農地を購入するのは可能なのか。

事務局 通作距離も3条の許可要件の判断材料の一つとなりえますが、どこまでの距離が適切かは明確に決めることは困難なため、坂戸市としては、申請人や担当地区の農業委員・推進委員と相談したうえで判断したいと考えております。

議長 他には無いようですので、採決を行います。
議案第36号農地法第3条の規定による許可申請については許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第36号については許可と決定します。

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は青木の宿西です。地目は畑で地積は405㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集团的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当し、集落接続のある農地と考えます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は浅羽の上宿、外3筆です。地目は畑で地積は合計で355㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集团的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については下水本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 栗原一雄委員

2番 坂戸地区 鹿ノ戸委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、耕作をするものがおらず、農地を多く所有するも今後も耕作をすることがないということでした。周辺農地の所有者に確認したところ、仕方がないのではないかとのご意見でした。小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件は、過去3回審議された隣接地になります。譲渡人は市内在住者2名、市外在住者1名です。現在は休耕状態となっており、申請地の近隣については、市街化区域に隣接しており、北側は線路で南側は住宅に囲まれているため農地な

どへの影響はないと考えます。

小委員会では、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等がございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第37号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第37号は、許可相当と決定します。

議案第38号 農用地利用集積計画について

議長 議案第38号 農用地利用集積計画について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

9月分の農用地利用権設定申出は、更新がなく新規のみで、件数は13件、筆数は27筆、面積の合計は25,523㎡です。新規の内訳はすべて一般分です。合意解約は、一般分のみで2件、6筆、4,734.64㎡です。

令和5年10月1日設定後の利用集積面積は合計3,280,716.89㎡となります。

議長 ご質疑等がございますか。

事務局 補足説明として、作付作物に蜜源植物のものがありますが、環境学館いずみが行っているハチミツプロジェクトでのボランティアをされている方が指導を受けて、作付け可能となったと、環境学館いずみ館長から申述書がありました。蜜源植物を栽培するための養蜂家の借受となりますが、事務局による現地の確認及び環境学館いずみ館長への聞き取りを行い、問題がないと判断しました。

議長 ご質疑等はないようですので、採決を行います。

議案第38号農用地利用集積計画については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。よって、議案第38号については、原案のとおり決定します。

議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議長 議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在は坂戸の金内山、外1筆です。地目は畑で、地積は合計で811㎡、農業経営開始日は令和5年1月10日です。相続人及び被相続人について

は議案書に記載のとおりです。

前回議案として取り上げたのが3年前となりますので、相続税の納税猶予制度について改めて説明します。

市街化区域等の一部の農地は高い評価額により相続税が課税されてしまい、農業を継続したくても相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援するために相続税の納税猶予制度が設けられました。

相続税納税猶予を受けるための要件は、

①相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う方

②相続税の申告期限までに特定貸付又は認定都市農地貸付け等を行った方

③生前一括贈与を受けた受贈者

とされています。

今回の申請者については①相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う方、に当たると考えています。

また、猶予税額の免除要件は、

①農業相続人の死亡

②後継者への生前一括贈与

とされていますが、これらの免除要件を満たす前に、猶予の適用されている農地を譲渡、貸付、転用、耕作放棄をした場合や、生産緑地区内の農地について買取申し出をした場合等は猶予されている税額に利子税を加えて納税することになります。

現地の様子については、栗・桑・みかんの木が植わっていますが、果樹の扱いになりますので、農業経営状態としても問題はないと考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 坂戸地区 松永委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 相続人は、被相続人と一緒に相続開始前から農業に従事していました。納税猶予を受けようとする農地は、道路に面した道がなく、耕運機などが入れない場所にあります。管理がなされ、相続人が引き続き耕作していくとのこと。よって、小委員会では、相続人は納税猶予を受ける適格者として問題ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 ご質疑等はございますか。

委員 相続税の手続き等の期限は半年ほどだと記憶しているが、今回の申請は期限の問題はないのか。

事務局 手元に明確な資料がありませんが、相続放棄の意思決定が3か月、相続税の申告などについては10か月ほどの猶予があったと認識しています。

委員 生産緑地ではなくても可能か。

事務局 市街化区域は生産緑地の指定を受けていないと、納税猶予は受けることができません。

議長 その他質疑等が無いようですので、採決を行います。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり証明することに決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。よって、議案第39号は原案のとおり証明することと決定します。

報告第10号 専決処分の報告について

報告第11号 農地法第5条第1項第7号に係る事業計画書について

議長 報告第10号 専決処分の報告について、及び報告第11号 農地法第5条第7号に係る事業計画書について、一括して事務局より説明してください。

事務局 報告第10号ですが、8月の専決処分は、農地法第3条の3の届出4件、農地法第4条の農地転用届出1件、第5条の農地転用届出3件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

次に報告第11号ですが、水道企業団の布設替え工事に係る、資材置場及び駐車場への一時転用について、事業計画書の提出があったため受理しました。

議長 ご質疑等はございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和5年第9回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年9月25日

坂戸市農業委員会

会長

署名委員

署名委員

